学校において予防すべき感染症の種類、および出席停止の期間の基準

(「学校保健安全法施行規則」最終改正:令和五年四月二十八日文部科学省令第二十二号より)

分類	該当感染症	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マール	治癒するまで
	ブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原	
	体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東	
	呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスである	
	ものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対	
	する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号 に規定	
	する特定鳥インフルエンザをいう。)	
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	⟨⟨∘⟩	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療
		が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後五日を経過し、かつ、全
		身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
	(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能	
	力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	

※ 本学では第三種のその他の感染症として、ノロウィルス等を含む感染性胃腸炎とマイコプラズマ肺炎を追加しています。 出席停止期間の基準は、他の第三種同様「医師において感染のおそれがないと認めるまで」です。